

内閣参質二二一第二三号

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「投票総数」、「前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達し有効となった投票数」及び「前記一のうち、投票終了時刻までに投票所に到達せず無効となった投票数（未達数）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「総選挙における郵便等投票」において、投票所を閉じる時刻までに投票管理者が送致を受け、受理をした投票の件数（以下「受理をした投票の件数」という。）は、小選挙区選出議員の選挙では百三十八件であり、比例代表選出議員の選挙では百三十七件である。また、投票所を閉じる時刻を経過した後、市町村の選挙管理委員会の委員長が送付を受け、又は投票管理者が送致を受けた件数は、小選挙区選出議員の選挙では五十三件であり、比例代表選出議員の選挙では五十三件である。さらに、これらを合計した件数は、小選挙区選出議員の選挙では百九十一件であり、比例代表選出議員の選挙では百九十件である。

四について

お尋ねの「未達数」及び「未達率（未達数／投票総数）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「直近三回の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における郵便等投票」において、①投票所を閉じる時刻を経過した後に市町村の選挙管理委員会の委員長が送付を受け、又は投票管理者が送致を受けた件数及び②当該件数が当該件数と受理をした投票の件数との合計に占める割合についてお示しすると、それぞれ以下のとおりである。

第五十回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙 ①四十九件 ②十六・七パーセント

第五十回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員の選挙 ①四十九件 ②十六・六パーセント

第二十七回参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙 ①七十八件 ②十・八パーセント

第二十七回参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙 ①八十件 ②十一・一パーセント

第五十一回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙 ①五十三件 ②二十七・七パーセント

第五十一回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員の選挙 ①五十三件 ②二十七・九パーセント

五について

御指摘の「未達率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、四についてでお答えした割合が増

加した理由については、選挙人の手続の遅れや郵便物の送達の遅れなど様々な理由が考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

六及び八について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではなく、また、投票に係る状況は様々であるため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、選挙の公正を確保しつつ、在外選挙人名簿に登録されている選挙人を含め選挙権を有する全ての方が投票できる環境を整えることが重要と認識している。

七について

御指摘の「投票用紙が投票終了時刻までに到達しなかった」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、選挙人の手続の遅れや郵便物の送達の遅れなど様々な理由が考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの「在外投票制度におけるインターネット投票」は、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の

利便性を高めることができるものと考えており、総務省において検討を進めているところであるが、その導入に向けては、確実な本人確認、二重投票の防止、投票の秘密の確保、セキュリティ対策等の論点について確実に対応する必要がある。また、選挙人の自由意思によって投票することができる環境を確保するため、投票管理者や投票立会人がいる中で行うことを原則とする投票を、これらの者が不在の中で認めることの是非などの課題がある。こうした新たな投票方法を導入することは選挙制度の根幹に関わることから、各党各会派において十分に御議論いただく必要があると考えている。